

説明責任と情報公開について

2013年6月11日
全日本柔道連盟(全柔連)
リスクマネジメント分科会
責任者:宇野 博昌

「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会」2013年3月12日付答申にて、危機的状況に陥った時に真摯な説明と情報公開に努めるべきとのご指摘を頂いた。そこで、全柔連の情報対策を以下の通りとし、内容を「情報関係規程(仮)」に記載し、全日本柔道連盟(以下全柔連と言う。)の規程集に収納する。

1. 本件担当を広報委員会とする。
2. マスコミの窓口を一元的に広報委員会とし、情報の錯綜を避ける。
 - 1) マスコミ・メディアの窓口を広報委員会とし、全柔連の公式見解は広報委員会経由発信する。また、記者会見には広報委員会が立ち会うものとする。
 - 2) 定期記者会見等を行い、全柔連よりマスコミ・メディアに定期的に情報発信を行う。
 - 3) 各専門委員会との横断的交流を行い、各専門委員会の对外発信を広報委員会が行う。
3. ホームページによる情報発信を積極的に行う。
4. コンプライアンス委員会との定期会合を持ち、危機的状況の把握に努める。
5. 不祥事等の場合、コンプライアンス委員会及びその中に組成される調査委員会より広報委員会に事態の報告を行う。
6. 以上の活動を効果的に実行するためには事務局の働きが重要である。そこで、事務局の広報課を以下の通り充実する。

広報課の担当を2人とし、当面は広報課長を広報委員長が行い、事務局に常駐する。

以上